地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住する申立人夫婦について、福島県外に居住する娘が申立人夫婦宅に里帰り出産予定であったのに原発事故によりこれができなくなり、娘及び孫と過ごすことができなかった事情を考慮して、家族別離を理由とする平成２３年３月から同年６月まで月額３万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められるなどした事例。

2234

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人Ｘ１及び同Ｘ２（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第１　和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

ア　自家消費米野菜に係る生活費増加費用（平成２３年３月～平成２８年３月）　金３０万円

イ　精神的損害の増額分（第五次追補第２の４⑧）（平成２３年３月～同年６月）　金１２万円

ウ　合計　金４２万円

第２　和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として金４２万円の支払義務のあることを認める。

第３　支払方法

（省略）

第４　清算

申立人らと被申立人は、第１項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

１　本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

２　本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第５　手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を２通作成し、申立人ら及び被申立

人が署名（記名）押印の上、申立人らが１通、被申立人が１通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し１通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。
令和８年３月５日

（仲介委員　副田　純子）